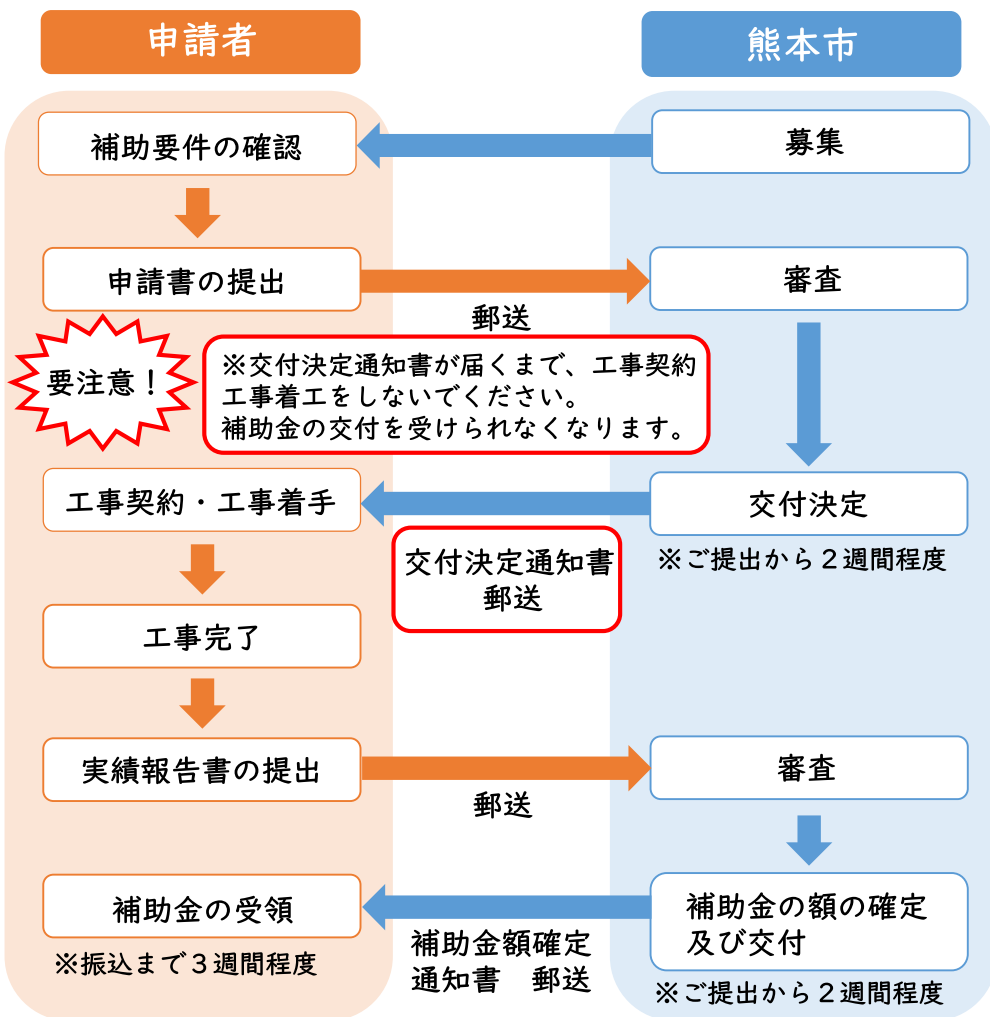


補助金交付までの手続きの流れ



※申請書の様式は、ご希望される方には住宅政策課から郵送いたします。また、市ホームページからダウンロードもできます。

熊本市 住宅政策課 住宅政策班 (市役所9階)

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2438

FAX番号：096-359-6978

受付時間：9時～17時（土日・祝日を除く）

市ホームページ



65歳以上の方の住まいの  
バリアフリー化費用に  
補助金 最大12万円または6万円！

「熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業」のご案内



# 「熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助」制度概要

(※先着順)

申請受付：令和4年4月25日～12月28日

## 1. 補助対象者

- 熊本市に住所を有していること。
- 満65歳以上であること。  
(※65歳未満の世帯員方がいる方も対象)
- 世帯の全員が要支援又は要介護認定を受けていないこと。
- 年収が右表に定める年収であること。
- 市税を滞納していないこと。

世帯種別	世帯の65歳以上の方全員の合計年収
満65歳以上の方が1人いる世帯	年金収入＋その他総所得 =340万円未満
満65歳以上の方が2人以上いる世帯	年金収入＋その他総所得 =463万円未満

## 2. 補助対象住宅

- 熊本市内にある既存の住宅で、持家・借屋は問いません。 ※申請者自らが住む住宅であること
- 戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅、併用住宅が対象です。
- 共同住宅の場合、共用部分は対象外です。また、併用住宅の場合、居住用途の部分のみが対象です。

## 3. 補助対象工事

- 補助対象者が行う、右表のバリアフリー改修工事で、必ず補助金の交付決定日以降に工事契約し、実績報告書を提出できるもの。
- 必ず施工業者と書面にて契約等を行うこと。
- 熊本市の「標準設計基準」を参考とすること。



対象工事
① 手すりの取り付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①～⑤の工事に付帯して必要な工事

※詳細は補助申請要領（マニュアル）参照

## 4. 施工業者の条件

熊本市内に本社、支店、営業所などを有する中小企業者または個人事業主であることとします。

業種	中小企業者	
	資本金	従業員の数
建設業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(※「資本金」「従業員の数」のどちらか一方に該当)

## 5. 補助金額

補助金額は、バリアフリー改修工事の実施に要する経費（補助対象経費）に、以下の区分に応じた補助率を乗じて得た金額とします。

(千円未満の端数は切り捨て)

世帯種別	補助率	補助上限額
市民税非課税世帯	2/3	12万円
上記以外の世帯	1/3	6万円

(例) 市民税非課税世帯で工事費が15万円の場合  
15万円×2÷3=10万円 → 補助金額は10万円

## 6. 申請時の提出書類

申請書類	注意事項
<b>【必須書類】①～④</b>	
①補助金交付申請書（様式第1号）	申請者は満65歳以上の方とします
②工事見積書を複写したもの	・会社名、住所、電話番号の記載があるもの ・工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの
③工事予定箇所の写真（参考様式）	・申請する全ての工事予定箇所の写真 ・手すりの取り付けの場合、取付位置が分かるよう写真に示してください（手書き可） ・段差解消の場合、段差の寸法が分かるよう、メジャー等をあてて撮影してください
④住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書（別紙1）	世帯全員の方の同意が必要です
<b>【以下の書類は、該当する場合のみ必要】⑤～⑦</b>	
⑤委任状（別紙2）	申請事務を委任する場合のみ提出
⑥賃貸借契約書を複写したもの	借家の場合のみ提出
⑦住宅改修に係る承諾書（様式第2号）	借家の場合のみ提出

## 7. 工事完了後の提出書類

実績報告締切日：令和5年2月28日

完了報告書類	注意事項
①完了実績報告書兼補助金交付請求書（様式第7号）	代理受領の場合は以下の書類 ・代理受領委任状（様式第11号）
②工事請負契約書等を複写したもの	注文書と請書でも可 ※必ず交付決定通知書が届いた後に契約して下さい。
③費用の支払いが確認できる書類	領収書を複写したもの等
④工事完了箇所の写真	申請した全ての工事完了箇所の写真

## 8. その他注意事項

- 提出書類は全て同じ印鑑で押印してください。
- 工事契約・工事着手する前に補助金の申請を行って下さい。
- 交付決定通知書が届いた後に工事契約・工事着手して下さい。